

司法支援建築会議運営委員会議事録

(2010 年度第 1 回目)

(記録：事務局)

A. 日 時：2010 年 5 月 26 日（水）15 時～17 時

B. 場 所：日本建築学会会議室

C. 出席者：委員長 小野徹郎

委 員 安達俊夫、有田桂吉、有馬 賢、池永博威、柿崎正義、後藤伸一
鈴木計夫、田中淳夫、深尾 仁、松原忠策、松本光平、山口昭一
山本康弘（敬称略）

D. 提出資料

- 資料No.1-1 前回（3月12日）議事録案
- 資料No.1-2 最高裁「第14回建築関係訴訟委員会・第20回建築訴訟委員会分科会資料」議事要旨
- 資料No.1-3 最高裁「若手の会」第2回懇談会検討事項
- 資料No.1-4 2010年4月、5月の鑑定人・民事調停委員候補者の推薦リスト
- 資料No.1-5 2010年度大会（富山）建築紛争フォーラム「戸建て住宅を巡る建築紛争」企画
- 資料No.1-6 2010年度東京地裁「建築関係事件研究会」の講師推薦リスト
- 資料No.1-7 会誌特集企画の打合せ記録
- 資料No.1-8 住まいづくり支援建築会議運営委員会委員推薦依頼状
- 資料No.1-9 司法支援建築会議会員候補者推薦リスト

E. 員自己紹介

- ・新たに委員となった方もおられるので委員の自己紹介を行った。

I. 確認事項

1. 前回議事録(案)について

事務局から前回議事録案（3月12日）の確認がなされ承認された。

II. 報告事項

1. 最高裁判所「第14回建築関係訴訟委員会及び第20回建築関係訴訟委員会分科会」報告

小野委員長から、3月12日に最高裁で開催された表記委員会の検討事項について以下の報告がなされた。

- ①委員会設立10年目を迎えてこれまでの実績・成果を普及・発展させる方策
- ②地方における建築界と法曹界との連携のあり方
- ③建築の専門家確保のための建築界と法曹界との連携のあり方
- ④建築の専門的知識を備えた弁護士の裾野を広げるための建築界と法曹界との連携のあり方
- ⑤紛争解決手続き（ADR・裁判所）の合理化を視野に入れた建築界と法曹界との連携のあり方
- ⑥世代間の継承に向けた建築界と法曹界との連携のあり方

2. 最高裁判所「若手の会」(第2回)報告

小野委員長より以下の報告がなされた。

- ・出席者は最高裁（5名）、学会（委員6名、事務局2名）
- ・懇談事項は概ね2つである。一つ目は建築紛争の背景事情に関して、建築ストック活用化への社会の動向、将来予測、ストック社会化が建築訴訟に与える影響、二つ目は建築関係訴訟の審理の合理化に関して、修補額見積もり基準の作成及び建築関係訴訟における活用に

ついて意見交換をした。

3. 部会報告

(1) 支援部会

田中部会長から、鑑定人候補者として大分地裁に松原忠策氏、富山地裁に鈴木計夫氏・高幣喜文氏、新潟地裁高田支部に島田正三氏、横浜地裁小田原支部に安藤啓氏、また調停員候補者として大阪地裁に森山正和氏をそれぞれ推薦したとの報告がなされ承認された。

(2) 調査研究部会

松本部会長から、瑕疵（施工と設計図書とが異なるもの）に関する工事監理者の責任の有無及び範囲について検討しているとの報告がなされた。

(3) 普及・交流部会

柿崎部会長から、2010年度紛争フォーラム「戸建住宅を巡る建築紛争」の企画について、基調講演者が未定となっていたが、宮澤健二氏（工学院大学教授）に依頼する予定であること、また東京地裁「建築関係事件研究会」の第2回～第4回までの講師推薦について報告がなされた。

(4) 修補工事費見積り検討小委員会

池永主査から、瑕疵修補の見積りについて事例を検討中であること、また5月11日の委員会終了後に最高裁民事局と簡易な瑕疵修補の見積り方法の作成が可能かについて意見交換を行ったとの報告がなされた。

III. 審議事項

1. 会誌「建築雑誌」特集企画

(1) 会誌編集委員会から「NPO特集」への協力依頼

小野委員長より、会誌編集委員の饗庭氏（首都大学東京）より会誌8月号の特集「NPO」に当支援建築会議として協力要請があったが、当会議は国の機関（裁判所）を支援するのが目的であり、一般的なNPOとは性格が異なるということでお断りしたとの報告がなされた。

(2) 会誌編集委員会への「司法支援建築会議特集」企画依頼

松本委員より、中谷会誌編集委員長との打ち合わせ内容について、会誌の特集企画は来年度までほぼ決まっておりその中に司法支援の特集企画を入れるのは難しい状況であること、編集委員会から「活動レポート」欄を使っただけであればかなり自由度のある企画が可能とのことで、以下の報告がなされた。

- ・「活動レポート」の中に「司法支援会議」の頁を設ける。「司法支援建築会議10周年記念」というような副題を付けることもできる。
- ・司法支援建築会議およびその活動の内容を2頁～4頁を、例えば隔月または4半期毎に掲載する（要検討）。

検討の結果、会誌編集委員会から示された提案通りに10周年記念特集企画を掲載することにし、掲載内容については、裁判官や弁護士など幅広く執筆いただくこととし、企画は委員長と松本委員で作成し次回の運営委員会で提案することにした。

2. 住まいづくり支援建築会議運営委員会からの委員推薦依頼

住まいづくり支援建築会議から運営委員会改組に伴い、当会議からの委員推薦依頼があり、検討の結果池永博威委員を推薦することにした。

3. 司法支援建築会議会員候補者推薦リスト

小野委員長より、司法支援建築会議会員候補者の推薦を今年1月に理事、常置調査研究委員会委員長、支部長等に依頼したところ、3月の53名につづき、今回84名の候補者の推薦があったとの報告がなされた。検討の結果、全員を当会議会員候補者として理事会に委嘱依頼することにした。

IV. 懇談事項

1. 国土交通省「中央建設工事紛争審査会」への委員候補者の推薦

小野委員長より、「当会議から国土交通省の表記紛争審査会に委員候補者の推薦が可能かどうかの打診があった。当支援建築会議の支援対象は裁判所でありこのような紛争処理機関は対象にしていないので今回の推薦についてはお断りした。しかし国等の公的な紛争処理機関については門前払いするのではなく推薦する方向で検討してもよいと考えている」との報告がなされた。

(意見)

・この中央建設工事紛争審査会は国土交通省に設置され根拠法は建設業法である。地方には各都道府県ごとに建設工事紛争審査会が設置されている。根拠法が建設業法なので発注者と工事業者を対象としている。紛争解決の方法は「あっせん」「調停又は仲裁」である。ADR機関として技術者に公正な判断を期待するニーズがある。

・この審査会での紛争処理は地裁での紛争処理と変わらない。紛争が高度化しているので支援対象としてもよい。

・元請けと下請けの紛争が多い。内容は裁判所の紛争処理と同じようなものである。委員は弁護士や建築専門家、一般の方で構成されるが、建築専門家が退任する際には後任を学会に推薦依頼するようなことも考えられる。

・当支援建築会議が今後どうかかわるかすぐに結論を出すような話ではないが、今後本会の学術をベースとした公正中立的な立場で貢献できる可能性があるがさらに検討したい。

2. 東海地域での司法支援活動

小野委員長から名古屋地裁の裁判官との協議内容について以下の説明があった。

・5月12日に名古屋地裁の担当裁判官とお会いした。当支援建築会議の活動内容等についてお話ししたところ是非支援をいただきましたとのことであった。6月上旬には東海地区の当会議会員にお集まりいただき支援体制の整備について懇談する予定にしている。その後6月末には名古屋地裁と懇談会を持つ予定。

・調停委員の推薦を望んでいる地裁が多い。今回新たに会員となられた方をまずは調停委員候補者に推薦してはどうか。

・名古屋では免震や制震技術を使った建築物が多く建設されている。その分野の鑑定を学会に依頼するように働きかけたい。

・東海地区の会員は大学関係者が多い。実務系の方が必要ではないか。

→今回の会員増強は学会理事、常置調査研究委員会委員長、支部長等に推薦依頼したので大学関係者が多くなった。今後は新会員を軸にして実務系の方を推薦していただいてはどうか。

3. 会員継続の確認

事務局より、当会議会員の中にはかなりご高齢な方もおられるので、一度会員継続の意思の確認を行いたいとの提案がなされ承認された。

V. 次回開催

- ・日時：2010年8月9日（月）14時～17時
- ・場所：建築学会会議室

以上